

令和7年1月19日

企業会計基準委員会御中

公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」に対するコメント

公認会計士 國見 琢

公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」に対して、下記の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

## 記

## 質問Ⅰ-1 に対するコメント

企業会計基準適用指針公開草案第 83 号（企業会計基準適用指針第 9 号の改正案）「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針（案）」の〔設例 3〕に関して、ただ単に用語を置き換えるだけでなく、これを機に抜本的な見直しを行うべきである。具体的には、企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 8 項において、「貸借対照表の純資産の部における株主資本以外の各項目は、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示する」とされているが、株主資本以外の各項目についても当期変動額のうち少なくともその他の包括利益の区分表示を求めることが望まれる。

株主資本等変動計算書においてその他の包括利益が区分表示されないことにより、包括利益計算書と貸借対照表の繋がりの理解が困難になっているためである。また、IFRS の持分変動計算書においてもその他の包括利益を区分して開示することが求められており（IAS 第 1 号 106 項）、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも株主資本等変動計算書におけるその他の包括利益の区分表示が望まれる。本件は「包括利益の表示に関する会計基準（案）及び関連する会計基準等の修正（案）の公開草案に対するコメント」の 32）とも関連する点申し添える。

なお、仮に単に用語の置換だけで済ませる場合であっても、企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」のその他の包括利益の内訳の注記例と合わせて「組替調整額」と「当期発生額」の記載順序は入れ替えるべきであると考えられる。

## 質問Ⅱ-2 に対するコメント

反対である。

我が国の会計基準なのであるから国際的な会計基準と異なり我が国の税制等の周辺諸制度にきめ細かく対応されるべきであり、そこに我が国の会計基準の存在意義があると考えられるためである。

なお、仮に法人税等会計基準の適用対象となる税金を定める方法を見直される場合であって

も、少なくとも法人住民税均等割の取扱いについて明確にされることが望まれる。法人住民税均等割については所得を課税標準として課されるものでないにもかかわらず、貴委員会の不作為によりこれまで「法人税、住民税及び事業税」に含めるという不可解な取扱いが継続されてきたのであるから（企業会計基準公開草案第 59 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」に対するコメント 14）参照）、この取扱いが変わるか否かについて丁寧な説明が求められるためである。

#### その他のコメント

移管指針公開草案「移管指針の適用（案）」等に対するコメントにおいて指摘した企業会計基準適用指針と移管指針の内的整合性の欠如について、2024 年年次改善プロジェクトで取り扱われずに放置されていることを遺憾に思う。

以上